

手配旅行契約の部

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 当事業団が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当事業団が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当事業団が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当事業団が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。

(手配債務の終了)

第三条 当事業団が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当事業団の債務の履行は終了します。

(手配代行者)

第四条 当事業団は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第二章 契約の成立

(契約の申込み)

第五条 当事業団と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当事業団所定の申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金とともに、当事業団に提出しなければなりません。

(契約締結の拒否)

第六条 当事業団は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 一 旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 二 旅行者が、当事業団に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 三 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当事業団の信用を毀損し若しくは当事業団の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 四 武蔵野市に在住・在勤・在学以外の方。
- 五 4市協定を結ぶ近隣市（三鷹市、小金井市、西東京市）に在住以外の方。
- 六 その他当事業団の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第七条 手配旅行契約は、当事業団が契約の締結を承諾し、第五条第一項の旅行代金を受理した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

第八条 当事業団は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(契約書面)

第九条 当事業団は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当事業団の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当事業団が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

第三章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第十条 旅行者は、当事業団に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当事業団は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

第十一条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当事業団に対し、当事業団所定の取消手続料金及び当事業団が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

第十二条 当事業団は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

一 旅行者が第六条第一号から第三号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当事業団に対し、当事業団所定の取消手続料金及び当事業団が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(当事業団の責に帰すべき事由による解除)

第十三条 旅行者は、当事業団の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当事業団は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当事業団に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第四章 旅行代金

(旅行代金)

第十四条 旅行者は、旅行開始前の当事業団が定める期間までに、当事業団に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

2 当事業団は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

3 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

(旅行代金の精算)

第十五条 当事業団は、当事業団が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

2 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当事業団に対し、その差額を支払わなければなりません。

3 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当事業団は、旅行者にその差額を払い戻します。

第五章 団体・グループ手配

(団体・グループ手配)

第十六条 当事業団は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

(契約責任者)

第十七条 当事業団は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。

2 契約責任者は、当事業団が定める日までに、構成者の名簿を当事業団に提出し、又は人数を当事業団に通知しなければなりません。

3 当事業団は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(契約成立の特則)

第十八条 当事業団は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当事業団は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当事業団が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第十九条 当事業団は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に必要な費用は、構成者に帰属するものとします。

第六章 責任

(当事業団の責任)

第二十条 当事業団は、手配旅行契約の履行に当たって、当事業団又は当事業団が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して二年以内に当事業団に対して通知があったときに限ります。

2 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当事業団又は当事業団の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当事業団は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

3 当事業団は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては十四日以内に、海外旅行にあつては二十一日以内に当事業団に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当事業団に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(旅行者の責任)

第二十一条 旅行者の故意又は過失により当事業団が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当事業団から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当事業団、当事業団の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第七章 営業保証金（旅行業協会の保証社員でない場合）

(営業保証金)

第二十二条 当事業団と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当事業団が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

2 当事業団が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。

一 名称

二 所在地

第八章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

(弁済業務保証金)

第二十三条 当事業団は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂シャスタイーストビル）の保証員になっております。

2 当事業団と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から1100万円に達するまで弁済を受けることができます。

3 当事業団は、旅行業法第二十三条の十第一項の規定に基づき、社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。